

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により枕崎市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年1月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス枕崎店

枕崎市桜木町426番 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和2年7月7日

3 意見の概要

「NTTファイナンス株式会社」及び「株式会社ASC」から提出された大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出については、その変更が周辺地域の生活環境に与える影響は変更前に比べてほとんど変化がないものと認め、問題はないと思われま